

---

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（斉藤 重君） 日程第14、議案第14号 松崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第14号は、松崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（産業建設課長 菊池三郎君 提案理由説明）

○議長（斉藤 重君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○10番（鈴木源一郎君） 公営住宅というか、町営住宅関係の条例というのは町にあると思うんですが、この分の、改正点の分が欠落しているなりして、それで、これを加えて整備を図るといことになるのでしょうか。どういうことでしょうか。説明をいただきたい。

○産業建設課長（菊池三郎君） 今後町営住宅を例えば建替えるとかというような時に、この整備基準に基づいて施設を整備していくというようなことでございます。

○議長（斉藤 重君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（斉藤 重君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（斉藤 重君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（斉藤 重君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(斉藤 重君) 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第 14 号 松崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、の件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(斉藤 重君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---